

「明治期の神戸三大土木事業・土木遺産の魅力発信事業」企画運営業務 仕様書

1 業務名

「明治期の神戸三大土木事業・土木遺産の魅力発信事業」企画運営業務

2 委託期間

契約締結日から令和9年3月5日（金曜日）まで

3 委託金額の上限

3,750,000 円（消費税及び地方消費税を含む）

4 業務の目的

本業務は、明治期の神戸三大土木遺産の魅力や意義を、特に子どもたちをはじめとする県民に分かりやすく発信し、一体的な地域資源として活用することにより、県民のシビックプライドの醸成、地域のにぎわい創出及び土木・建築分野への理解促進を図るとともに、将来の担い手育成につなげるものである。あわせて、これらの遺産を将来にわたり保全・活用していくため、住民や団体、企業等との協働による持続可能な仕組みづくりに向けた課題の把握及び方策の検討を行うことを目的とする。

【明治期の神戸三大土木事業・土木遺産】

明治期の上水道事業、湊川付替工事、港湾修築【三大土木事業】で建設され、現在に歴史遺産として伝えられている、烏原貯水池（立ヶ畑堰堤）、布引貯水池（布引五本松堰堤）、湊川隧道、兵庫運河【土木遺産】とする。

5 業務の内容

（1）神戸土木遺産見学ツアーの開催

①見学ツアーのターゲット

- ・兵庫県内に在住、通勤・通学する者とし、特に、地元の児童・生徒に重点を置くものとする。
- ・可能な限り、今後、民間事業者が主体となって神戸土木遺産を活用したツアーを造成する際の参考となるようなルート等を設計するものとする。

②案内人（ガイド）の選定

- ・烏原貯水池（立ヶ畑堰堤）、湊川隧道、兵庫運河の魅力を熟知している者を1名以上選定し、参加者へ各遺産の解説を行うこと。

③周遊コースの企画

- ・烏原貯水池、湊川隧道、兵庫運河の施設を歩いて巡る周遊コースを企画すること。
- ・周遊コースの企画にあたっては、神戸の都市発展を支えた各遺産の歴史的価値や相互の関連性が理解できるストーリーを盛り込むなど、土木遺産の魅力を効果的にPRできるよう工夫すること。

④見学ツアーの開催

- ・見学ツアーは、令和8年11月から令和9年2月末までに、2回実施すること。

・参加者を児童・生徒（小中学生を想定）とその保護者に限定した親子見学ツアー1回（おおむね4時間程度で周遊できるコースとすること）

ただし、湊川隧道を含む2か所以上を巡ること。

- ・一般向けツアー1回

烏原貯水池、湊川隧道、兵庫運河を巡る内容とすること。

- ・1遺産あたりの見学時間を30分以上確保すること。
- ・見学ツアーは、最寄り市バス停より徒歩なども可能とする。
- ・受託者はスケジュール等について、委託者と十分打合せの上、事業運営すること。
- ・見学ツアー1回あたりの参加人数は30名以上とすること。
- ・参加者の募集、受付（フォーム作成等を含む）、決定、通知を行うこと。
- ・見学ツアー実施にあたっての各種問合せ事務局の設置・運営を行うこと。
- ・見学ツアー終了後に、見学ツアー参加者を対象にアンケートを実施し、周遊・回遊性の向上に向けた課題や費用負担等についての意見集約を行うこと。
- ・見学ツアー当日の写真を撮影・編集し、委託者に提出すること。撮影にあたっては、撮影成果を委託者の広報に活用することについて、参加者の了承を得ること。

⑤その他

- ・案内人（ガイド）及び参加者に係る全ての手配・調整（入場手続き、傷害保険加入等）を行うこと。
- ・周遊コース全体のアテンドを行うこと。また、確実なアテンドができるよう訪問先や受入れ遺産等施設と事前準備、調整等を十分に行うこと。
- ・案内人（ガイド）への謝金は、受託者が支払うこととし、事業費に含めること。
- ・昼食等の実費費用については、参加者の負担とする。
- ・見学ツアー行程内で移動に必要な場合の交通手段についても手配・調整を行うこと。バスの借り上げ等の経費が生じた場合は事業費に含めること（参加者に相当分の一部負担とすることも可能とする）。
- ・受託者が独自に提案する事項があれば、提案すること。

（２）神戸土木遺産パネル展の開催

①実施時期

- ・令和8年11月から令和9年2月末までの期間とし、実施期間は、2週間程度とする。

②会場

- ・会場は兵庫津ミュージアムとする。なお、実施日程は委託者が兵庫津ミュージアムと協議の上決定する。
- ・展示にかかる会場使用料は、受託者が支払うこととする。

③展示物（写真、映像等）

【烏原貯水池（立ヶ畑堰堤）、湊川隧道、兵庫運河の写真パネル】

- ・委託者から提供を受けたものを使用すること。その際、委託者の指定するクレジットを掲載すること。

【布引貯水池（布引五本松堰堤）の写真パネル】

- ・明治から現代にかけて時代の流れが確認できるような写真や映像等を兵庫県、神戸市、兵庫県民、神戸市民及び民間企業等から提供を受け、写真パネルを作成すること。
- ・想定している写真パネルの大きさはA1サイズ程度とし、枚数は10枚程度とする。

- ・委託者から提供するパネル（鳥原貯水池、湊川隧道、兵庫運河）とデザイン等に統一感のあるものとする。

【ドローン映像】

- ・委託者からで提供するドローン映像を期間中モニター等で放映すること。

④写真等パネル展示の業務内容

- ・会場の備品の借受や会場設営に関する詳細事項等については、会場管理者と調整すること。
- ・写真パネル等の展示に必要なタイトルパネル、キャプションを制作し、設置すること。
- ・万が一、仮設壁面等の揺れや転倒、破損、汚れ、写真パネル等の落下など異常が認められる場合は、速やかに委託者に報告するとともに、第三者行為に起因する場合を除き、取り替え、修復等必要な措置を講じること。
- ・受託者は、パネル展の実施期間終了後、写真等を撤去し、パネル展開催前の壁面の状態に戻す（設置した仮設壁面の撤去を含む）ことを原則とする。

⑤パネル展の広報に関すること

- ・パネル展の概要を記したチラシを作成するとともに、SNS等で広報を行うこと。
- ・チラシの作成、広報方法等は事前に委託者と協議すること。なお、想定されるチラシの仕様は次のとおりである。

（ア）仕様

- ・A4版、コート紙90kg、片面・フルカラー、2,000枚^(※)

^(※)仕切紙を挟むなど50枚ごとの区切りがわかるように納入すること。

（イ）納入期限

開催日の1か月前（具体的な期日は別途調整）

（ウ）納入場所

兵庫県内各所に配架すること（広報が効果的な納入先及び部数とし、報告すること）とし、残数は兵庫県神戸県民センター県民躍動室に納入すること

（エ）成果物

チラシ2,000枚（納入場所は（ウ）のとおり）及びCD-R（PDF形式に変換した版下データを保存したもの）

（３）神戸土木遺産の情報発信

① 目的

三大土木事業・土木遺産がシビックプライドの醸成促進につながるよう、「見たい」「知りたい」といった三大土木事業・土木遺産への関わりや意欲を高めるような発信を行う。

② 発信方法

- ・記事を2本作成すること。

1本はファン層向けに、三大土木事業・土木遺産の歴史的価値に注目したものとし、もう1本は一般向けに地域の魅力に着目したものとするのが望ましい。

なお、掲載媒体は記事の内容により情報発信の効果が最大となるように、ネットメディアあるいは紙媒体を選択すること。

③ 実績報告業務

記事掲載後のメディアの閲覧数及び発行部数等のデータを集計し、報告すること。

(4) 事業効果測定や改善に向けたヒアリング等の実施

① 目的

土木遺産の活用による周辺地域への効果、期待すること、今後の展開に向けた課題等を把握するためヒアリング・アンケートを実施する

② 対象

地元商店街（東山商店街、湊川市場、マルシン市場、湊川商店街、新開地商店街）に出店する事業者

③ 実施方法

- ・例示した商店街1つにつき5店舗以上、合計で30店舗以上の回答を得ること
- ・ヒアリング内容については、受託事業者決定後、提案のうえ、委託者との間で協議した内容とするが、おおむね1件当たり30分程度で収まる内容を予定（土木遺産があることによる売り上げへの影響・効果、効果的な活用に向けた提案、現状の土木遺産活用における改善点・課題などが中心となる予定）

6 業務実施体制

- ・本業務を確実に履行できる体制を設けること。
- ・本業務の進捗を管理する責任者を明確にしておくこと。

7 受託者の責務

- (1) 苦情等の処理業務実施で生じたトラブルについては、受託者が責任を持って対応すること。対応に当たっては、委託者と十分連携を行い、トラブルの解決に努めること。
- (2) 受託者は、本業務の履行にあたって、条例、規則、関係法令を十分に遵守するほか、委託契約書に記載の契約事項に従って処理すること。
- (3) 受託者は、本業務の履行にあたり不正な行為をするなど、委託者の信用を失墜する行為を行わないこと。
- (4) 受託者は、本業務の履行に当たっては、誠実に業務にあたらなければならない。委託者から履行状況について、問合せ又は申入れがあった場合は、速やかに、かつ誠実に対応しなければならない。

8 再委託の取扱い

- (1) 受託者は、本業務の全部又は主要な部分を第三者に委託してはならない。
- (2) 受託者は、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせ（以下、「再委託」という。）てはならない。ただし、あらかじめ再委託の相手方の住所、氏名及び再委託を行う業務の範囲等を記載した再委託の必要性がわかる書面を兵庫県神戸県民センターに提出し、承認を得た場合は、承認した範囲の業務を第三者に再委託することができる。
- (3) 再委託を行う場合、この仕様書に定める事項については、受託者と同様に再委託先においても遵守するものとし、受託者は、再委託先がこれを遵守することに関して一切の責任を負う。

9 使用機器及び設備

本業務を履行するために使用する機器及び設備は全て受託者が用意するものとする。

10 守秘義務

- (1) 受託者は、データの漏洩・滅失等の予防に十分に留意し、事業の信頼性の確保に努め

なければならない。

- (2) 受託者は本業務により得た一切の情報・成果について、本業務の目的以外に使用してはならない。

また、受託者は本業務の履行にあたって知った、又は知り得た秘密を、本業務期間中はもちろん契約終了後においても委託者及びその他当事者の了解なく他に漏らしてはならない。この場合においては、受託者は、自ら及び業務従事者が秘密を漏らしたことにより発生した損害を賠償しなければならない。

- (3) 本業務の過程で知り得た情報などについては、保存媒体の管理など、秘密保持に万全の措置を講じ、収集した調査等の資料の処分などについては委託者との協議に従うものとする。
- (4) 受託者は、事業を履行する上で、個人情報を取り扱う場合、個人情報の保護に関する法律を遵守しなければならない。

11 事業実績報告

本業務の完了について、下表に基づき、速やかに業務実施報告書を提出すること。提出物は紙媒体で2部、電子媒体で1部提出すること。

なお、紙媒体で提出することが困難なデータについては、電子媒体のみ提出することで可とする。

また、この事業を実施するために、受託者が負担した支払いに係る請求書、領収書等の関係書類を実績報告時に提出すること。

表 実績報告にかかる提出物一覧

項 目	No	提出物	提出期限
事業管理（全体）	1	業務実施計画書	契約締結後 14 日以内
	2	業務実施報告書	令和 9 年 3 月 15 日
神戸土木遺産見学ツアーの開催	3	業務実施報告書	令和 9 年 3 月 15 日
神戸土木遺産パネル展の開催	4	業務実施報告書	令和 9 年 3 月 15 日
神戸土木遺産の情報発信	5	広報資材	令和 9 年 3 月 5 日
事業効果測定や改善に向けたヒアリング等の実施	6	収集した回答データ	令和 9 年 3 月 5 日

12 留意事項等

- (1) 受託者は、業務の円滑な遂行に留意し、遅滞なく進めること。また、業務の遂行について委託者に随時報告を行い、その指示に従うこと。
- (2) 受託者は、委託者が貸与した資料等の複製、複写の可否及び返却等については委託者の指示に従うこと。
- (3) 受託者は、本事業に係る全ての書類、またその内容について、委託者の許可なく譲渡、公開をしてはならないこと。
- (4) 本業務の実施において新たに発生する著作権については、著作者人格権を除き、委託者に帰属するものとする。また、著作者人格権についても、権利者は将来にわたり行使しないことを担保すること。

- (5) 本業務に使用する画像、映像、イラストその他の著作物について、第三者が権利を有する場合、第三者との間で発生する著作権等に関する手続や使用権料等は、全て受託者が責任を持ち対応すること。
- (6) 委託契約の締結
 - ア 契約に関する事務は委託者で行う。
 - イ 委託者は、事業者と提案業務の実施方法等について協議・調整を行う。その際、双方で確認の上、提案内容に修正・変更を加える場合がある。
 - ウ 契約条項は、委託者において示す。
 - エ 受託者は、委託者に対して、契約金額の100分の10以上の契約保証金を契約締結前に納めなければならない。ただし、保険会社との間に委託者を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合等において、委託者は契約保証金の全部または一部を免除することができる。
- (7) その他、本仕様書に定めのない事項については、委託者と受託者が双方協議の上、決定する。
- (8) 受託者は、本業務の履行にあたって暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等（以下、「暴力団等」という。）による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。
 - ア 断固として不当介入を拒否すること。
 - イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をする事。
 - ウ 委託者に報告すること。
 - エ 本業務の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより工程、納期等の遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、委託者と協議を行うこと。